

広島県訓令第十一号

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

広島県知事 橫田美香  
地方機関 府県議会議員  
地本方機関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように  
改正する。

		改 正 後		改 正 前	
別表第六（第十一條関係）		専決者		専決事項	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
所長	東部保健	西部保健	一 二 (略)	専決者	専決事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三一十五	法第三十条の十八の四第一項の規定による報告の受付、同条第二項の規定による確認並びに同条第四項の規定による報告の受付及び確認	(+) (一九)	(略)	専決者	専決事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
所長	東部保健	西部保健	一 二 (略)	専決者	専決事項
三一十五	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、令和八年一月一日から施行する。